

国立療養所多磨全生園 採用案内



厚生労働省医政局医療経営支援課
国立療養所多磨全生園

組織について

🏠 国立ハンセン病療養所は厚生労働省の施設等機関であり、医政局医療経営支援課が所管しています。



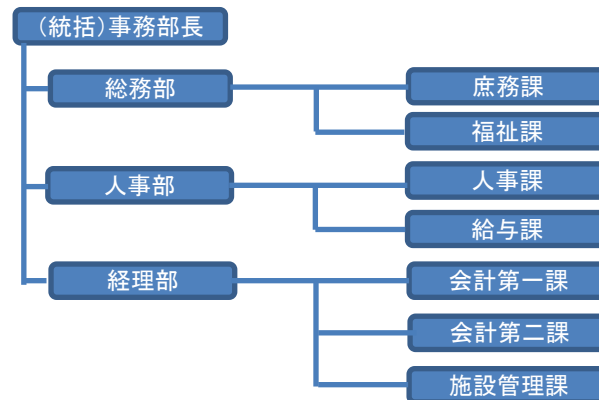
- 国立ハンセン病療養所には、「ハンセン病」元患者の方が入所されております。北は青森から南は沖縄県宮古島まで全国に13施設あり、「入所の方が安心して豊かな生活ができるように」医師、看護師、介護員等多職種が連携し、それぞれの地域に根ざした療養環境を提供しています。
- ハンセン病療養所の入所者は平均年齢が88.3歳（令和6年5月現在）と高齢化が進んでおり、身体の不自由度の高まりや認知症の進行などもあり、入所者等から今まで以上に医療及び介護の充実が求められています。

（令和6年5月1日時点）

- ・ 施設数 13カ所
- ・ 入所者数 718人
- ・ 平均年齢 88.3歳



- 国立療養所多磨全生園は、「当園は、入所者一人ひとりが心の安らぎを得て療養できる環境を提供し、生きていることの充実感が満たせるように医療・生活の充実をはかります。」を施設理念として、医療・看護・介護を行っています。
- 当園の事務部門はこの施設理念を実現するために、施設設備の充実や職員が働く上での快適な環境づくりなどを通じて、園内運営が円滑に進むよう、園長を助け、まさに「縁の下での力持ち」的な立場で活躍しています。



庶務課	園内の公文書管理、出勤簿等の整理、来訪者の受付接待、行事予定の管理や職員の福利厚生に関する業務を行います。
福祉課	入所者に関する諸手続の等の事務や外来診療にかかる医事業務を行います。
人事課	職員の任免、懲戒、服務その他の人事に関する業務を行います。
給与課	職員の給与支給に関する事務を行います。 また、国立ハンセン病療養所全体の給与支給システムの運営の改善及び効率化を検討しています。
会計第一課	国立ハンセン病療養所全体に係る経費の予算及び決算に関する企画及び立案並びに調整業務を行います。
会計第二課	園内の会計、物品調達に関する事務を行います。
施設管理課	園内の建物等の施設整備に関する事務を行います。

一年目職員の1日

経理部 会計第二課 補給係Oさん

私は、補給係として、関係各所と連携しながら、業者への発注や納品日の調整など物品購入の一連の手続きに携わる仕事をしています。分からないところは上司や同僚に相談しつつ仕事を行い、一つずつできることを増やせるように日々勉強しています。

●ある一日のスケジュール

出勤したら、まずはメールチェックです

職員から物品購入の相談を受けつつ、支払いの書類を作成していきます

戻ってきたら、支払いの準備を進めながら、新たに業者に発注の依頼をかけていきます

作成してきた書類をチェックしていきます
問題がないか上司にも確認してもらいます

明日進める業務の準備をして、定時退庁です！

8:30

9:00

12:00

13:00

14:30

16:30

17:15

お昼休憩～
午後に向けて
ホッと一息

業者から連絡を受けたので、納品の現場まで向かい、一緒に立ち会います

●休暇は取りやすい？

総務部 庶務課 庶務係Nさん

園全体として年次休暇取得率8割を目指していることもあり、私の課でも積極的な休暇の取得が促されています。私も月1回以上の休暇の取得を行っており、ワークライフバランスが非常に整っていると感じます。

●職場の雰囲気は？

総務部 庶務課 庶務係Wさん

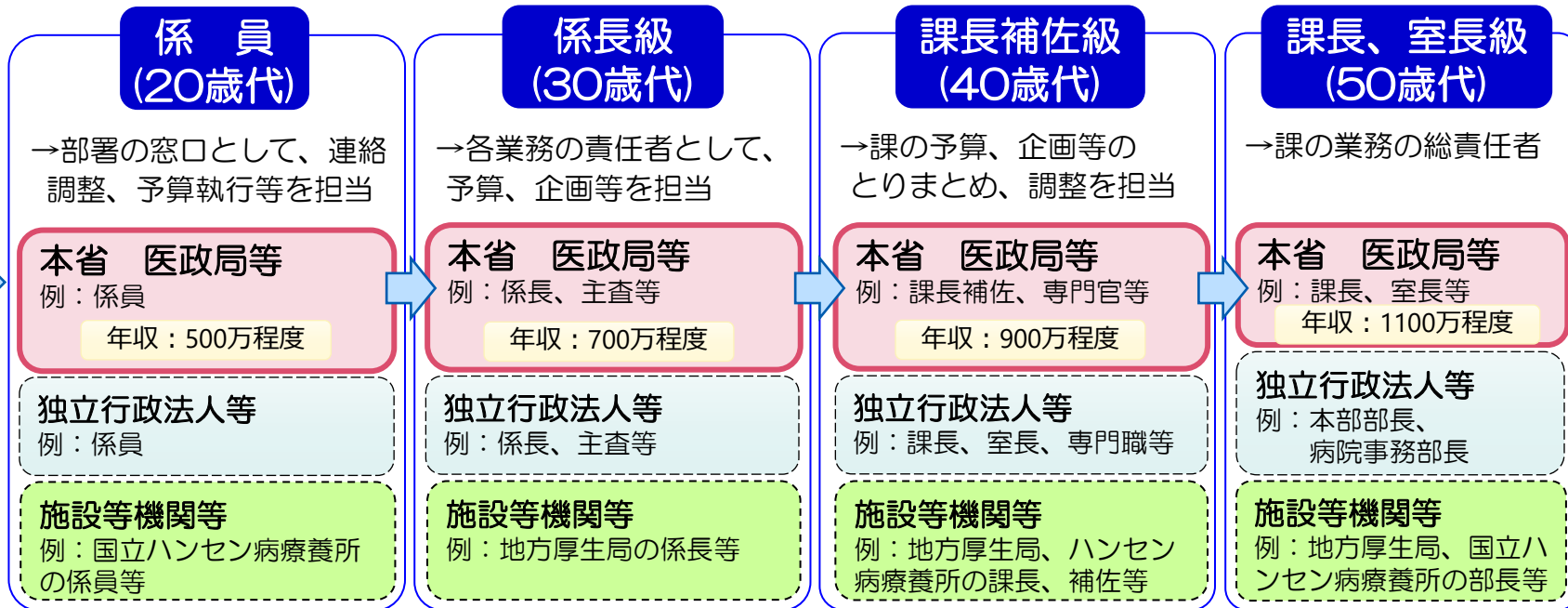
真面目な人が多い印象です。ただし、暗い雰囲気ではなく、メリハリがしっかりしていると思います。また、業務上分からないことを上司や周りに相談すると、親身になって聞いたり考えたりしてくれるので、非常に恵まれていると感じます。

多磨全生園採用後のキャリアパス



多磨全生園に採用後、本省への異動を予定しており、様々な経験を積んでいきます。

国立療養所多磨全生園



勤務経験

※これは一例です。それぞれのキャリアパスは本人の勤務成績、適性、希望等により異なります。

本省、他府省庁、独立行政法人等への出向先例

☞ 全ての世代において、現場から本省まで幅広く経験することができます！

【独立行政法人】

- 国立病院機構[NHO]（目黒区）
- 地域医療機能推進機構[JCHO]（品川区）
- 国立高度専門医療研究センター[NC]
 がん研究センター（中央区、柏市）
 循環器病研究センター（大阪府吹田市）
 精神・神経医療研究センター（小平市）
 国際医療研究センター（新宿区、市川市）
 成育医療研究センター（世田谷区）
 長寿医療研究センター（愛知県大府市）

- 福祉医療機構（港区）
- 日本医療研究開発機構[AMED]（千代田区）等

【他省庁】

- 内閣府
- 内閣官房

【地方自治体】

- 出雲市

本省での業務について

⇒ 本省での業務は、大きな成功体験と今後の財産になります！

1

制度の成立過程を学ぶ
ことができます



■ 本省では制度がどうやってできあがるのか、制度の成立過程を学ぶことができるため、制度への理解が深まり、行政官としての成長につながります

2

出身施設以外の職員との
横のつながり



■ 出身施設以外の職員とのパイプができることはもちろん、他部局など違う分野の職員との横つながりもできます

3

本省ならではの
業務体験



■ 全国規模の事業推進など、各地域の特色に触れる機会があり、広い視野で業務に触れることができます

⇒ 一日も早く職場に馴染み活躍いただくために、フォローします！

職場環境が大きく変わることに不安

誰に相談したらいいかわからない

本省ならではの業務に
ついての研修を実施

先輩職員をメンターとして指定
～ いつでも相談できる体制の確保 ～

医政局の業務内容

医政局

Health Policy
Bureau

部局の所掌分野

地域医療提供体制の整備

人口構造の変化を踏まえた病床機能の分化・連携や、災害・感染症等に対応する医療の確保、医師の地域偏在の解消などを通じて、安心して医療を受けられる体制の整備に取り組んでいます。

医療従事者の育成

地域や診療科毎の需給バランスも意識しつつ、医師をはじめとした各種職の養成のため、各種研修・試験等を運用しています。

安心安全な医療を受けられる環境の整備

安心安全な医療のために、医療機関の医療安全を担保するための設備や人員の基準を定めています。

医療産業の振興・医薬品等の安定供給

医薬品・医療機器産業を予算や税制等を通じて強力に後押しするとともに、必要な医薬品等が安定供給されるよう取り組んでいます。

医療情報の利活用

全国の医療機関等で電子カルテデータ等を共有できる仕組みを構築するなど、医療情報の利活用を推進し、より質の高い医療の提供等を可能とする医療DXの実現に向けた取組を進めています。

いのちの安心、 未来への約束

OurMission

日常の中の小さな怪我から大病での緊急治療や長期療養に至るまで、「医療」は実に様々な状況で求められるものです。必要なときに必要な医療を受けられる安心の上に、人は生活を組み立て、社会の中で挑戦することができます。高齢化による疾病構造の変化や、遠隔医療といった技術の進歩も見据えながら、医師・病院といった医療資源がどのように配置されるべきか、患者と医師の関係はどうあるべきか、医療者がどんなスキルを発揮しどう連携すればチームとしてベストな医療を創れるか、といった間に日々向き合いつつ、最適な医療提供の在り方を探る、それが医政局のミッションです。

医療提供体制の構築

医療とは、身近なようでありますが、非常に専門的な分野です。ベストな治療に辿りつくためのデータベースとなる医療機能情報提供制度の整備・身近な地域におけるかかりつけ医機能が発揮される制度整備・専門的な病院と地域の医療機関との使い分けといった上手な医療のかかり方の周知などの取組を通して、安心・納得して受けられる患者目線の医療の確保・医療の質の向上を実現します。

さらに、個々の患者にとつての医療の確保という観点に加え、地域全体でバランスのとれた医療提供体制を整備するという観点も欠かせません。中長期的な人口構造の変化や新型コロナウイルス感染症対応における課題等も踏まえ、救急医療、災害医療、感染症医療、小児・周産期医療、へき地医療等の確保など、各都道府県が医療提供体制を整備するに当たっての指針を定め、日本の地域医療のビジョンを描いています。



▲ 上手な医療のかかり方ポスター

医師の働き方改革に向けて

日本の医療は、医療機関に勤務する医師の長時間労働により支えられてきました。「医師の働き方改革」とは、こうした現状を「改革」し、医師が健康に働き続けられるような環境を整備することで、患者に提供する医療の質・安全を確保すると同時に、将来にわたって持続可能な医療提供体制を維持していくための取組です。このうち、医師の時間外労働に上限を設ける制度が2024年4月からスタートしました。医療従事者の役割分担の見直しと併せて「医師の働き方改革」を進めるとともに、国民の皆様にも積極的に医療のあり方を考えていただくよう呼びかけています。



▲ 医師の働き方改革マスコットキャラクター「ドクニャン」

イノベーションの推進による最先端医療の実現

日本は数少ない新薬創出国であり、医薬品・医療機器産業は今後の経済成長を担うことを期待されています。近年、研究開発の複雑性・難易度が向上していることから、特定領域に特化した技術を持つベンチャー企業の果たす役割が大きくなっており、医療系ベンチャーが各開発段階で抱える課題に関する相談対応や事業戦略の策定等による支援を行っています。

また、日本が世界に誇る再生医療や、「生命の設計図」といわれるゲノム情報を活用した医療の発展を促すことで、これまで治療が困難であった病気の克服につなげるなど、最先端医療の実現により医療の未来を切り拓くべく、挑戦を続けています。

医薬品の安定供給

医薬品は、国民の健康・生命を守る重要な物資であり、供給の途絶は国民生活に重大な影響を及ぼし得ることから、安定供給の確保は重要です。近年、後発医薬品企業の不祥事を端緒とした供給不足や、感染症拡大等に伴う需要増により、医薬品の供給不安が生じています。

これに対し、製薬企業との調整等により個別の供給不足に対応するほか、要因として指摘されている、後発品産業の構造的課題の解決など、医薬品の安定供給確保に向けた様々な取組を実施しています。

Hot Topics

医療DXの推進

政府が推進する医療DXの柱の一つが「全国医療情報プラットフォームの創設」です。国民自身や、本人同意の下で全国の医療機関等が必要なる情報を閲覧・共有できる情報基盤を構築することで、生まれてから現在までの生涯に必要な保健医療データを国民自身で一元的に把握でき、また全国いつどの医療機関にいかなくても必要な医療情報が共有され、最適な医療を受けられるようになるなど、多くのメリットが期待されます。

2022年10月には内閣総理大臣を本部長とする「医療DX推進本部」が発足しました。医療DXの実現により国民の保健医療の向上を図るべく、政府一丸となって取り組んでいます。



▲ 第2回医療DX推進本部(官部HPより)

デジタル技術と新しい医療

新型コロナウイルス感染症に対応する中で、多くの人にとってオンライン診療が身近なものとなりました。医師—患者間のオンライン診療にとどまらず、遠隔地の専門医の助言を受けて地域の医師が診療を行う等、遠隔医療全般について、その効果的な活用が期待されます。対面での診療を前提としていた医師法・医療法といった医療のルールを、デジタル技術の発展を的確に捉えて再構成しつつ、遠隔医療の普及啓発に取り組んでいるところです。



▲ 遠隔医療の現場

ワーク・ライフ・バランスの推進

働きやすい職場を目指して改革を進めています！

働き方改革の目標

- 在庁時間の縮減
- テレワークの活用促進
- フレックスタイム制、
早出・遅出勤務の活用促進 など



休み方改革の目標、その他の取組

- （目標） 年間16日以上・少なくとも全職員の75%が、毎月1日以上、の年次休暇を取得 など
- （取組） 働き方改革・休み方改革の取組の実施状況を人事評価へ反映 など

1on1ミーティングの実施

- 上司が部下の心身やモチベーションを含めた状況や問題、関心事を把握する、「部下のための時間」を持ち、組織内のコミュニケーションを円滑化しようとする取り組み
- 業務上の目標設定や評価だけを行う人事評価にはない、人と人のつながりを大切にしている。

育児などを支える制度も充実しています！

出産する場合

産前産後休暇

産前6週間、産後8週間を経過するまでの期間、休暇を取得できます。

3才未満の子どもを養育する場合

育児休業

配偶者の就労状況にかかわらず、子どもの養育のために休業することができます。

小学校就学前の子どもを養育する場合

育児短時間勤務

勤務時間を1日3時間55分(週19時間35分)など、通常(1日7時間45分)よりも短い時間に短縮することができます。

小学校就学前の子どもを養育する場合

育児時間

1日の勤務時間の一部(2時間まで)を勤務しないことが認められます。

小学校就学前の子どもを看病する場合

子の看護のための休暇

年5日まで(対象となる子が2人以上の場合は年10日)の範囲内で1時間単位で休暇を取得できます。

3歳未満の子どもを養育する場合

超過勤務の免除

3歳に満たない子の療育のために、申請をした上で超過勤務が免除されます。

小学校就学前の子どもを養育、放課後児童クラブに通う小学校の子どもを出迎え、又は父母などを介護する場合

早出遅出勤務

始業、就業時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務することが認められます。

配偶者、父母、子、配偶者の父母などを介護する場合

介護休暇

6ヶ月の期間内で必要と認められる期間、休暇を取得できます。

小学校就学前の子どもを養育、又は父母などを介護する場合

深夜勤務・超過勤務制限

超過勤務が、月24時間・年150時間以内に制限されます。

配偶者、父母、子、配偶者の父母などの介護など必要な世話をする場合

短期介護休暇

年5日まで(対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日)、1時間単位で休暇の取得ができます。

妻が出産する際、その出産や入院の付き添い、出生の届出のために必要な場合

男性職員の配偶者出産休暇

妻の入院日～出産後2週間までの間に、2日まで休暇を取得できます。

妻が出産する際、当該出産に係る子や小学校就学前の上の子を養育するために必要な場合

男性職員の育児参加休暇

出産日後8週間を経過する日までの間に、5日まで休暇を取得できます。

- 「子育てメールマガジン」毎月19日を「育児の日」と定め、育児関連情報を全職員に直接配信
- 「両立支援ハンドブック」の作成・配布

配偶者の就労状況にかかわらず、育児休業を取得できます。
加えて男性職員は、産後パパ育休^(※1)を取得することができます。

取得実績(令和5年度)

女性 **109.8%**^(※2) 男性 **91.5%**

^(※1) 出生日から57日以内の育児休業

^(※2) 取得実績は、令和5年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、令和5年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和5年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

Q&A

Q

転勤はありますか。

A

ほとんどの勤務地が都内ですので、転居を伴う異動（転勤）はほぼありません。一部地方のポストへ異動することもあります。出向の期間は概ね2年です。

Q

採用にあたって専門知識は必要ですか。

A

特別な専門知識は、採用時には必要ありません。厚生行政は国民生活に密着し、新聞などで話題が取り上げられない日はないと言ってもいいくらいですから、日頃から幅広く関心を持って欲しいと思います。

Q

採用後の社会保険はどのようなのですか。

A

厚生労働省共済組合に加入することとなります。厚生労働省共済組合では、病気やけがでかかった医療費の負担や、お子さんが生まれたときの出産費の支給、育児休業を取得した場合は育児休業手当金の支給などを行っています。そのほか、人間ドックやがん検診などの健康の保持・増進のための事業や、住宅資金等の貸付などの事業を利用することができます。

Q

休暇制度について教えてください。

A

年次有給休暇は、4月採用の場合12月までの間に、15日間の取得が可能です。翌年からは、毎年1月に20日間の有給休暇が付与されます。年内に使用しなかった分は、20日を限度に翌年に繰り越され、最大年間40日の使用が可能です。

皆様の入省を心よりお待ちしております！



国立療養所多磨全生園 一般職（大卒程度・高卒程度）

採用窓口

多磨全生園の採用窓口はこちらです
採用に関するご質問がありましたら
お気軽にご連絡ください！

問い合わせ先

厚生労働省医政局医療経営支援課 （Tel） 03-3595-2261

多磨全生園ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/zenshoen/

採用予定数

令和7年度 **4人** ※令和6年度 採用実績 4人